

平成30年9月定例会議案概要

◆議案第14号 平成30年度松戸市一般会計補正予算（第2回）

【財政課】

既定の歳入歳出予算の総額1,481億1,838万円に歳入歳出それぞれ8億6,417万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,489億8,255万1千円とする。

(単位：千円)

歳入歳出補正予算	補正前の額	補正額	計
	148,118,380	864,171	148,982,551

(1) 歳出の主なもの

事業内容	補正前の額	補正額	計
還付及び返還金	195,000	117,872	312,872
パスポートセンター運営業務	41,819	26,131	67,950
地域力強化推進業務	0	11,775	11,775
障害者自立生活援助給付費	0	197	197
障害者就労定着支援給付費	0	22,388	22,388
居宅訪問型児童発達支援給付費	0	1,257	1,257
生活保護法による各種扶助費（進学準備給付金）	0	5,700	5,700
道路維持管理事業（安全施設整備業務）	136,883	14,000	150,883
小中学校・校舎等改修業務	443,286	118,500	561,786
小学校要保護及び準要保護児童就学援助費	112,526	17,824	130,350
部活動支援関係業務	0	1,584	1,584

(2) 歳入の主なもの

事業内容	補正前の額	補正額	計
普通地方交付税	5,000,000	1,159,334	6,159,334
国) 地域力強化推進事業補助金	0	8,831	8,831
国・県) 障害者自立生活援助給付費負担金	0	147	147
国・県) 障害者就労定着支援給付費負担金	0	16,789	16,789

国・県) 居宅訪問型児童発達支援給付費負担金	0	942	942
国) 生活保護費負担金	13,073,393	4,275	13,077,668
県) 部活動指導員配置事業補助金	0	456	456
前年度繰越金	2,000,000	2,234,821	4,234,821

(3) 基金積立金等

	平成29年度末 現在高	繰入		積立	9月補正後 現在高
		補正前の額	9月(取止め)		
財政調整基金	12,091,349	▲3,321,580	3,321,580	1	12,091,350
福祉基金	62,562	-	-	33	62,595
スポーツ振興基金	28,763	▲3,290	-	710	26,183

(4) 継続費補正

[変更]	小学校施設整備事業
[総額]	273,780千円 → 275,269千円
[年割額]	平成29年度 0
	平成30年度 273,780千円 → 275,269千円

(5) 債務負担行為補正

[追加]	明市民センター賃貸借業務
[期間]	平成30年度～平成51年度
[限度額]	603,760千円

<歳出の概要>

○還付及び返還金 増 1億1,787万2千円

平成28・29年度臨時福祉給付金等給付事業費及び事務費の精算、平成26年度から28年度までの実施に係る、対象者以外に支給された分の返還金を措置する。

○パスポートセンター運営業務 増 2,613万1千円

平成31年3月18日に運営開始を予定しているパスポートセンターの開設に係る、準備経費を増額措置する。

○地域力強化推進業務 1,177万5千円

地域ケア会議において、より一層の推進を図るため、多くの地域住民に周知する必要があることから地域づくりフォーラムの開催経費などと歳入の国庫負担金等と合わせて措置する。

- 障害者自立生活援助給付費 19万7千円
- 障害者就労定着支援給付費 2,238万8千円
- 居宅訪問型児童発達支援給付費 125万7千円

3事業は平成30年4月に障害者総合支援法・児童福祉法などの改正により、新たに創設された障害福祉サービスについての経費と歳入の国庫負担金等と合わせて措置する。

- 生活保護法による各種扶助費（進学準備給付金） 570万円

平成30年6月8日に生活保護法の一部が改正され大学等に進学する者に対し新生活の立ち上げ費用として給付金を支給する制度が創設され、転居する人には30万円、自宅から通学する人には10万円を支給し、歳入の国庫負担金と合わせて措置する。

- 道路維持管理事業（安全施設整備業務） 増 1,400万円

通走路などの安全対策のためゾーン30を2カ所実施する予定が、1カ所追加するための経費を措置する。

- 小中学校・校舎等改修業務 増 1億1,850万円

市内小中学校の施設・設備の安全確保を図るための工事のほか、平成30年6月18日に発生した大阪北部地震を受け建築基準法に適合しないブロック塀など緊急修繕するための経費を措置する。

- 小学校要保護及び準要保護児童就学援助費 増 1,782万4千円

小学校入学後の7月末に支給していた新入学用品費の支給を入学前の2月末に変更するための経費を措置する。

- 部活動支援関係業務 158万4千円

部活動に部活動指導員を配置することが可能となり、県の実施するモデル事業を活用し試行的に効果・課題を検証するための経費と歳入の県補助金と合わせて措置する。

<歳入の概要>

- 普通地方交付税 増 11億5,933万4千円
普通地方交付税額の決定に伴い措置する。

- 前年度繰越金 増 22億3,482万1千円
平成29年度の実質収支の残額の一部を計上する。

<基金積立金等>

- 財政調整基金

普通地方交付税の交付額及び平成29年度決算における実質収支等を勘案し、財政調整基金からの繰入を取り止める。これにより9月補正後現在高は、120億9,135万円となる。

○福祉基金

平成29年度に受け入れた寄附金相当額及び平成30年度に受け入れた寄附金を積み立てる。これにより9月補正後現在高は、6,259万5千円となる。

○スポーツ振興基金

平成29年度に受け入れた寄附金相当額及び平成30年度に受け入れた寄附金を積み立てる。これにより9月補正後現在高は、2,618万3千円となる。

<継続費補正の概要>

○小学校施設整備事業

平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価の特例措置の運用に伴い、総額・年割額を変更する。

<債務負担行為補正>

○明市民センター賃貸借業務

現施設ではバリアフリー化の改修工事が困難であることから、移転し市民センターの機能を引き続き確保することを目的に債務負担行為を追加する。

◆議案第15号 平成30年度松戸市介護保険特別会計補正予算（第1回）

【介護保険課】

既定の歳入歳出予算の総額352億3,680万円に、歳入歳出それぞれ22億7,965万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ375億1,645万円とする。

(単位：千円)

歳入歳出補正予算	補正前の額	補正額	計
	35,236,800	2,279,650	37,516,450

(1) 歳出

事業内容	補正前の額	補正額	計
介護給付費等準備基金積立金	1	800,227	800,228
国県等返還金	1	959,314	959,315
一般会計返還金	1	520,109	520,110

(2) 歳入

事業内容	補正前の額	補正額	計
支払基金) 介護給付費交付金	8,698,677	▲27,419	8,671,258
支払基金) 地域支援事業支援交付金	349,239	▲19,643	329,596
介護給付費等準備基金繰入金	209,413	▲209,413	0
前年度繰越金	25,044	2,536,125	2,561,169

<内 容>

歳出は平成29年度決算により、それぞれ基金への積み立て、国県支出金、一般会計への返還金を措置する。歳入は平成29年度決算に伴う精算をする。

◆議案第16号 平成30年度松戸市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)

【国民健康保険課広域保険担当室】

既定の歳入歳出予算の総額56億9,102万6千円に、歳入歳出それぞれ2,234万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億1,336万8千円とする。

(単位:千円)

歳入歳出補正予算	補正前の額	補正額	計
	5,691,026	22,342	5,713,368

(1) 歳出

事業内容	補正前の額	補正額	計
後期高齢者医療広域連合納付金	5,538,490	18,340	5,556,830
一般会計返還金	1	4,002	4,003

(2) 歳入

事業内容	補正前の額	補正額	計
前年度繰越金	10,000	22,303	32,303
保険料還付金	19,797	39	19,836

<内 容>

歳出及び歳入は平成29年度決算に伴う精算をする。

◆議案第17号 松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【生活支援一課】

【提案理由】

生活保護法の改正に準じ、本市独自のマイナンバー利用事務に、生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金に関する事務を加える等するため。

【概 要】

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年松戸市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1の31の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加える。

別表第2の32の項中「若しくは就労自立給付金の支給」及び「及び就労自立給付金の支給」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（個人番号及び特定個人情報の利用範囲）</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1) 別表第1の左欄に掲げる市の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる市の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該市の執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報</p>	<p>（個人番号及び特定個人情報の利用範囲）</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1) 別表第1の左欄に掲げる市の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる市の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該市の執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報</p>

提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3・4 (略)

別表第1 (第4条関係)

執行機関	事務
31 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に関する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
32 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給(生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施及び就労自立給付金の支給を含む。)に関する情報であって規則で定めるもの

提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3・4 (略)

別表第1 (第4条関係)

執行機関	事務
31 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に関する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
32 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護法による保護の実施(生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施を含む。)に関する情報であって規則で定めるもの

◆議案第18号 松戸市北山会館条例の一部を改正する条例の制定について

【地域福祉課】

【提案理由】

北山市民会館の和室の洋室化に伴い、部屋の名称を変更するため。

【概要】

松戸市北山会館条例の一部を改正する条例

松戸市北山会館条例（昭和49年松戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	「										
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td>第1和室</td></tr> <tr><td>第2和室</td></tr> <tr><td>第1洋室</td></tr> <tr><td>第2洋室</td></tr> <tr><td>第3洋室</td></tr> </table>	第1和室	第2和室	第1洋室	第2洋室	第3洋室	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td>第1洋室</td></tr> <tr><td>第2洋室</td></tr> <tr><td>第3洋室</td></tr> <tr><td>第5洋室</td></tr> <tr><td>第6洋室</td></tr> </table>	第1洋室	第2洋室	第3洋室	第5洋室	第6洋室
第1和室											
第2和室											
第1洋室											
第2洋室											
第3洋室											
第1洋室											
第2洋室											
第3洋室											
第5洋室											
第6洋室											
」	」										
を	に改める。										

附 則

この条例は、平成30年11月1日から施行する。

松戸市北山会館条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線部分は改正部分)

現 行			改 正 案								
別表第1（第7条関係）			別表第1（第7条関係）								
北山市民会館使用料			北山市民会館使用料								
種別	料金	1時間当たりの使用料	種別	料金	1時間当たりの使用料						
		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">昼間</td> <td style="text-align: center;">夜間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午前9時～午後5時</td> <td style="text-align: center;">午後5時～午後9時</td> </tr> </table>		昼間	夜間	午前9時～午後5時	午後5時～午後9時		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">昼間</td> <td style="text-align: center;">夜間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午前9時～午後5時</td> <td style="text-align: center;">午後5時～午後9時</td> </tr> </table>	昼間	夜間
昼間	夜間										
午前9時～午後5時	午後5時～午後9時										
昼間	夜間										
午前9時～午後5時	午後5時～午後9時										
第1和室	円 210	円 270	第1洋室	円 210	円 270						
第2和室	210	270	第2洋室	210	270						

第1洋室	210	270	第3洋室	210	270
第2洋室	210	270	第5洋室	210	270
第3洋室	430	540	第6洋室	430	540
備考 (略)			備考 (略)		

◆議案第19号 松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【建築審査課】

【提案理由】

建築基準法の改正に伴い、接道規制の適用除外の認定申請に係る手数料等を整備するため。

【概要】

松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表指定道路調書の写しの交付の項中「1枚」を「1件」に改める。

別表第4第2項の表中「第85条第5項」を「第85条第5項又は第6項」に改め、別表第4第5項の表中

「

2 法第43条第1項ただし書の規定による建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	1件につき 36,000円
------------------------------------	-------------------------	---------------

」を

「

2 法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	1件につき 28,000円
2の2 法第43条第2項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	1件につき 36,000円

」に、

「

29 法第85条第5項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき 120,000円
---------------------------------------	----------------	----------------

」を

「

29 法第85条第5項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき 120,000円
29の2 法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許	特別仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき 160,000円

可の申請に対する審査		
------------	--	--

」に
改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

松戸市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(下線部分)は改正部分

現 行	改 正 案																												
<p>(手数料の種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及びその金額は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定道路調書の写しの交付</td> <td>1枚につき 300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第4 (第2条関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 構造計算適合性判定審査手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務の種類</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第4項に規定する特定建築物の建築等の計画に係る確認の申請、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第17条第1項に規定する建築物の耐震改修の計画に係る認定の申請、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第2項に規定する長期優良住宅建築等計画に係る確認の申請、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第2項に規定する低炭素建築物新築等計画に係る確認の申請、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第5条第1項に規定する建替計画に係る確認の申請及び法第85条第5項に係る申請に伴う構造計算適合性判定に対する審査</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	金額	(略)		指定道路調書の写しの交付	1枚につき 300円	(略)		事務の種類	区分	金額	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第4項に規定する特定建築物の建築等の計画に係る確認の申請、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第17条第1項に規定する建築物の耐震改修の計画に係る認定の申請、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第2項に規定する長期優良住宅建築等計画に係る確認の申請、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第2項に規定する低炭素建築物新築等計画に係る確認の申請、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第5条第1項に規定する建替計画に係る確認の申請及び法第85条第5項に係る申請に伴う構造計算適合性判定に対する審査	(略)		<p>(手数料の種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及びその金額は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定道路調書の写しの交付</td> <td>1件につき 300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第4 (第2条関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 構造計算適合性判定審査手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務の種類</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第4項に規定する特定建築物の建築等の計画に係る確認の申請、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第17条第1項に規定する建築物の耐震改修の計画に係る認定の申請、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第2項に規定する長期優良住宅建築等計画に係る確認の申請、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第2項に規定する低炭素建築物新築等計画に係る確認の申請、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第5条第1項に規定する建替計画に係る確認の申請及び法第85条第5項又は第6項に係る申請に伴う構造計算適合性判定に対する審査</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	金額	(略)		指定道路調書の写しの交付	1件につき 300円	(略)		事務の種類	区分	金額	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第4項に規定する特定建築物の建築等の計画に係る確認の申請、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第17条第1項に規定する建築物の耐震改修の計画に係る認定の申請、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第2項に規定する長期優良住宅建築等計画に係る確認の申請、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第2項に規定する低炭素建築物新築等計画に係る確認の申請、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第5条第1項に規定する建替計画に係る確認の申請及び法第85条第5項又は第6項に係る申請に伴う構造計算適合性判定に対する審査	(略)	
種類	金額																												
(略)																													
指定道路調書の写しの交付	1枚につき 300円																												
(略)																													
事務の種類	区分	金額																											
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第4項に規定する特定建築物の建築等の計画に係る確認の申請、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第17条第1項に規定する建築物の耐震改修の計画に係る認定の申請、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第2項に規定する長期優良住宅建築等計画に係る確認の申請、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第2項に規定する低炭素建築物新築等計画に係る確認の申請、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第5条第1項に規定する建替計画に係る確認の申請及び法第85条第5項に係る申請に伴う構造計算適合性判定に対する審査	(略)																												
種類	金額																												
(略)																													
指定道路調書の写しの交付	1件につき 300円																												
(略)																													
事務の種類	区分	金額																											
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第4項に規定する特定建築物の建築等の計画に係る確認の申請、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第17条第1項に規定する建築物の耐震改修の計画に係る認定の申請、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第2項に規定する長期優良住宅建築等計画に係る確認の申請、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第2項に規定する低炭素建築物新築等計画に係る確認の申請、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第5条第1項に規定する建替計画に係る確認の申請及び法第85条第5項又は第6項に係る申請に伴う構造計算適合性判定に対する審査	(略)																												

3・4 (略)			3・4 (略)		
5 建築許可等申請手数料			5 建築許可等申請手数料		
事務の種類	手数料の名称	金額	事務の種類	手数料の名称	金額
(略)			(略)		
2 法第43条第1項ただし書の規定による建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	1件につき 36,000円	2 法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	1件につき 28,000円
(略)			2の2 法第43条第2項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査		
2 9 法第85条第5項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき 120,000円	2 9 法第85条第5項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき 120,000円
(略)			2 9の2 法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査		
(略)			特別仮設建築物建築許可申請手数料		
(略)			1件につき 160,000円		
(略)			(略)		
6～11 (略)			6～11 (略)		

◆議案第20号 松戸市学童災害共済条例を廃止する条例の制定について

【保健体育課】

【提案理由】

子ども医療費助成制度の定着により、医療費に係る保護者負担が軽減されたことに伴い、学童災害共済制度を廃止するため。

【概要】

松戸市学童災害共済条例を廃止する条例

松戸市学童災害共済条例（昭和47年松戸市条例第42号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、平成32年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の松戸市学童災害共済条例に基づき支給すべき事由の生じた学童災害共済

見舞金については、同条例の規定は、なおその効力を有する。

(松戸市学童災害共済基金条例の廃止)

3 松戸市学童災害共済基金条例(昭和47年松戸市条例第43号)は、廃止する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表2学童災害共済審査会委員の項を削る。

○ 松戸市学童災害共済条例(昭和47年松戸市条例第42号)

(目的)

第1条 この条例は、学童の災害に対する共済制度を設け、学童の学校および家庭における日常活動の安定と充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 学童 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学している児童又は生徒で市内に居住しているもの及び他市町村(特別区を含む。)から学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第9条の規定により松戸市立小学校及び松戸市立中学校に委託を受けている児童又は生徒をいう。

(2) 学校管理下 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(平成15年政令第369号)第5条第2項各号に掲げる場合をいう。

(3) 学校管理下外 前号以外の場合をいう。

(4) 災害 交通事故、風水害、震災その他の非常災害による場合以外の事故に起因する負傷若しくは死亡又は疾病による死亡をいう。

(共済の加入)

第3条 学童は、すべてこの学童災害共済(以下「共済」という。)に加入することができる。

(共済見舞金)

第4条 学校管理下外における学童の災害について、死亡した場合には、600,000円以内の学童災害共済見舞金(以下「共済見舞金」という。)を、負傷した場合には、災害の程度に応じ、別表に定める災害共済見舞金支給基準により共済見舞金を支給する。

2 学校管理下における学童の災害について、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)第15条第1項第6号に規定する災害共済給付を受けることができないときは、第10条に規定する学童災害共済審査会の認定するところにより3,000円以内の共済見舞金を支給する。

(共済期間)

第5条 共済の期間は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(加入申込み)

第6条 共済に加入しようとする者は、第7条に規定する共済掛金を添えて、市長に申し込まなければならない。

(共済掛金)

第7条 共済掛金の額は、規則で定める。

2 既納の共済掛金は、還付しないものとする。

(市の負担)

第8条 市は、前条の共済掛金に相当する額を、別途負担するものとする。

2 前条の共済掛金は、次に掲げる者に限り、免除し、市がこれを負担する。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者

(2) 生活保護法の規定による保護を受けている者に準ずる程度に困窮していると認められるもの

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者

(共済見舞金の請求期間)

第9条 共済見舞金の請求期間は、災害発生の日から起算し、1年とする。

(審査会)

第10条 共済に関する必要な事項を審査するため、学童災害共済審査会を置く。

(剰余金の積立て)

第11条 市は、毎年度共済の収支計算で剰余金を生じたときは、その2分の1を翌々年度までに基金として積立てるものとする。

(施行規定)

第12条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2・3 (略)

別表(第4条関係)

災害共済見舞金支給基準

等級	災害の程度	見舞金額	
		入院	通院のみ
1	全治241日以上を負傷をした場合	円 100,000	円 80,000
2	全治211日以上240日以下の負傷をした場合	80,000	70,000
3	全治181日以上210日以下の負傷をした場合	70,000	60,000
4	全治151日以上180日以下の負傷をした場合	60,000	50,000
5	全治121日以上150日以下の負傷をした場合	50,000	40,000

6	全治91日以上120日以下の負傷をした場合	40,000	30,000
7	全治61日以上90日以下の負傷をした場合	35,000	25,000
8	全治31日以上60日以下の負傷をした場合	25,000	20,000
9	全治7日以上30日以下の負傷をした場合	15,000	10,000

○ 松戸市学童災害共済基金条例（昭和47年松戸市条例第43号）（附則第3項関係）

（設置）

第1条 松戸市学童災害共済事業の円滑な運営と管理の適正を図るため、松戸市学童災害共済基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 毎年度基金として積立てる金額は、松戸市学童災害共済条例（昭和47年松戸市条例第42号。以下「共済条例」という。）第11条に規定する剰余金の2分の1とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 市長は、共済条例第4条に規定する共済見舞金の支給総額が、共済条例第7条第1項に規定する共済掛金の総額に共済条例第8条に規定する市の負担額を合算した額をこえた場合、当該不足額の2分の1をうめるための財源にあてるとき基金の全部または一部を処分することができる。

（施行規定）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理についての必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

2 （略）

○ 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）

（附則第4項関係）

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
別表2（第4条関係）	別表2（第4条関係）

職名	報酬	職名	報酬
(略)		(略)	
松戸市学区審議会委員	日額 8,500 円	松戸市学区審議会委員	日額 8,500 円
学童災害共済審査会委員	日額 8,500 円	(削除)	
(略)		(略)	

◆議案第 2 1 号 松戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

【介護保険課】

【提案理由】

介護保険法施行令の改正に伴い、条例で引用する規定を整備するため。

【概 要】

松戸市介護保険条例の一部を改正する条例

松戸市介護保険条例（平成 1 2 年松戸市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 6 号ア中「令第 3 8 条第 4 項」を「令第 2 2 条の 2 第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

松戸市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(保険料率)</p> <p>第 7 条 保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者（法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 72,600 円</p> <p>ア 合計所得金額（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第 7 条 保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者（法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 72,600 円</p> <p>ア 合計所得金額（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の</p>

<p>3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から<u>令第38条第4項</u>に規定する特別控除額を控除して得た額とする。)をいう。以下同じ。)が1,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ (略)</p> <p>(7)~(18) (略)</p>	<p>3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から<u>令第22条の2第2項</u>に規定する特別控除額を控除して得た額とする。)をいう。以下同じ。)が1,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ (略)</p> <p>(7)~(18) (略)</p>
---	---

◆議案第22号 松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業施行条例の制定について
【街づくり課区画整理担当室】

【提案理由】

新松戸駅東側地区において、本市施行による土地区画整理事業を実施するため。

【概要】

松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業施行条例

目次

- 第1章 総則 (第1条—第5条)
- 第2章 費用の負担 (第6条)
- 第3章 保留地及び立体換地保留床部分の処分方法 (第7条・第8条)
- 第4章 土地区画整理審議会 (第9条—第16条)
- 第5章 地積の決定方法 (第17条—第19条)
- 第6章 宅地の立体化 (第20条—第22条)
- 第7章 評価 (第23条—第25条)
- 第8章 清算 (第26条—第30条)
- 第9章 雑則 (第31条—第35条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号。以下「法」という。)第3条第4項の規定により松戸市(以下「施行者」という。)が施行する新松戸駅東側地区の土地区画整理事業に関し、法第53条第2項に規定する事項その他必要な事項を定めるものとする。

(事業の名称)

第2条 前条の土地区画整理事業の名称は、松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業(以下「事業」という。)とする。

(施行地区に含まれる地域の名称)

第3条 事業の施行地区に含まれる地域は、松戸市幸谷字宮下及び溜ノ脇の各一部とする。

(事業の範囲)

第4条 事業の範囲は、法第2条第1項及び第2項に規定する土地区画整理事業とする。

(事務所の所在地)

第5条 事業の事務所は、松戸市根本387番地の5松戸市役所内に置く。

第2章 費用の負担

(費用の負担)

第6条 事業に要する費用は、次に掲げるものをもって充てるほか、施行者が負担する。

- (1) 法第96条第2項の規定により定める保留地の処分金
- (2) 法第2条第2項の規定に基づき保留地上に建築した建築物の処分金
- (3) 法第120条の規定による公共施設管理者の負担金
- (4) 法第121条の規定による国庫補助金
- (5) その他の収入

第3章 保留地及び立体換地保留床部分の処分方法

(保留地及び立体換地保留床部分の処分)

第7条 保留地及び法第93条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を与えるように定めた場合において、当該建築物のうち権利者に与えるべき建築物の部分以外の部分(以下「立体換地保留床部分」という。)の処分は、一般競争入札、指名競争入札、抽選又は随意契約の方法により行うものとする。

(保留地及び立体換地保留床部分の処分価格)

第8条 保留地及び立体換地保留床部分の処分価格は、土地の状況その他を考慮し、法第65条第1項の規定により選任された評価員(以下「評価員」という。)の意見を聴いて定める。

第4章 土地区画整理審議会

(審議会の名称)

第9条 法第56条第1項の規定により設置する土地区画整理審議会の名称は、松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理審議会(以下「審議会」という。)とする。

(委員の定数)

第10条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人とする。

- 2 前項に規定する委員の定数のうち、法第58条第1項の規定により施行地区内の宅地の所有者(以下「宅地所有者」という。)及び施行地区内の宅地について借地権を有する者(以下「借地権者」という。)がそれぞれのうちから各別に選挙する委員の数の合計は、8人とする。
- 3 第1項に規定する委員の定数のうち、法第58条第3項の規定により市長が土地区画整理事業について学識経験を有する者のうちから選任する委員の数は、2人とする。

(委員の任期)

第11条 委員の任期は、5年とする。

(立候補制)

第12条 選挙すべき委員は、候補者のうちから選挙する。

(予備委員)

第13条 審議会に、宅地所有者から選挙される委員及び借地権者から選挙される委員についての予備委員をそれぞれ置く。

2 予備委員の数は、宅地所有者から選挙すべき委員の数又は借地権者から選挙すべき委員の数の半数以内で市長が別に定める。ただし、選挙すべき委員の数が1人の場合においては、1人とする。

3 予備委員は、委員の選挙において、当選人を除いて次条に定める数以上の得票を得た者のうち得票数の多い者から順次定めるものとし、得票数が同じであるときは、市長がくじで順位を定める。

4 前項の規定により予備委員を定めた場合においては、市長は、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号。以下「令」という。)第35条第5項の規定による当選人の公告と併せて予備委員の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに委員に補充すべき順位を公告するとともに、その旨を当該予備委員に通知するものとする。

5 第3項の規定により予備委員として定められた者は、前項の公告があつた日において予備委員としての地位を取得するものとする。

6 法第58条の規定により選挙された委員に欠員を生じた場合においては、委員に補充すべき順位に従い、順次予備委員をもって補充するものとする。

7 前項の規定により選挙された委員の欠員を補充したときは、当該補充された委員の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)を公告するとともに、その旨を当該補充された委員に通知するものとする。

(当選人又は予備委員となるために必要な得票数)

第14条 当選人又は予備委員となるために必要な得票数は、当該選挙すべき委員の数でその選挙における有効投票の総数を除して得た数の4分の1とする。

(委員の補欠選挙)

第15条 宅地所有者から選挙すべき委員又は借地権者から選挙すべき委員の欠員が、それぞれの定数の2分の1を超えるに至った場合において、補充すべき予備委員がないときは、それぞれの委員の補欠選挙を行うものとする。

(学識経験者の補充)

第16条 学識経験を有する者から選任された委員に欠員を生じた場合は、市長は、速やかに補欠の委員を選任する。

2 学識経験を有する者のうちから選任された委員が、法第63条第4項第2号又は第3号の規定に該当することとなつたときは、市長は、これを解任して他の者を委員に選任する。

第5章 地積の決定方法

(基準地積)

第17条 換地計画において換地を定めるときの基準となる従前の宅地各筆の地積(以下「基準地積」という。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)現在において登記されている地積とし、施行日現在において登記されていない宅地については、施行者が実測した地積とする。

(基準地積の更正等)

第18条 宅地所有者又は宅地について所有権以外の権利(処分の制限を含む。次条において同じ。)を有する者は、前条の登記されている地積が事実と相違すると認めるときは、施行日から60日以内に、次に掲げる書類を添えて、施行者に基準地積の更正を申請することができる。この場合において、その者の所有する宅地が2筆以上にわたり連続しているときは、その全部について申請しなければならない。

- (1) 隣接する宅地の地番及び所有者の氏名を記入した見取図
- (2) 隣接する宅地との境界標識の種別、境界点の位置及び境界点間の距離を記入した境界表示図
- (3) 宅地の実測図(土地家屋調査士又は測量士が実測したものであって、境界について隣地の所有権者の確認があるものに限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請があったときは、施行者は、申請人の立会いを求めて、当該申請に係る宅地の地積を実測等により確認するものとする。この場合において、施行者は、必要があるときは、当該宅地の関係土地所有者の立会いを求めることができる。

3 施行者は、前項の規定により確認した地積を当該宅地の基準地積とする。

4 施行者は、前条の基準地積が明らかに事実と相違すると認める場合は、当該宅地の所有者及び関係土地所有者の立会いを求めて、当該宅地の地積を実測して基準地積とすることができる。

5 施行日後に分割した宅地の分割後の各筆の基準地積は、分割前の宅地の基準地積を分割後の各筆の登記された地積に^{あん}按分して得た地積とする。ただし、分割後の一部の宅地が実測地積である場合は、その実測地積をもって当該宅地の基準地積とし、分割前の基準地積からその実測地積を差し引いた地積を他の宅地の基準地積とする。

(所有権以外の権利の地積)

第19条 換地計画において換地について所有権以外の権利の目的となるべき宅地又はその部分を定めるときの基準となる従前の宅地について存する所有権以外の権利の地積は、その登記してある地積(以下「登記地積」という。)又は法第85条第1項の規定による申告に係る地積(地積の変更について同条第3項の規定による届出があったときは、その変更後の地積。以下「申告地積」という。)とする。ただし、登記地積又は申告地積が当該権利の存する宅地の基準地積に符合しないときは、施行者が当該宅地の基準地積の範囲内で定めた地積をもってその権利の基準地積とする。

第6章 宅地の立体化

(宅地の立体化の申出)

第20条 事業計画において法第93条第4項又は第5項の規定に基づき建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を与える旨を定めた場合において、それらの規定による申出をしようと

する者は、施行者が定める期日までに当該申出をしなければならない。

2 施行者は、前項の規定による申出があった場合には、申出に応じる又は応じない旨を決定し、当該申出をした者に対し、その旨を通知する。

(換地計画の通知)

第21条 施行者は、換地計画が認可された場合は、当該換地計画において法第93条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を与えられるように定められた者に対し、その内容を通知する。

(換地処分前の使用)

第22条 施行者は、前条の規定による通知後、換地処分の前においても、法第93条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を与えられるように定められた者に対し、契約により、法第104条第7項の規定により取得することとなるべき建築物の一部を使用収益させることができる。

第7章 評価

(評価員の定数)

第23条 評価員の定数は、3人とする。

(宅地及び立体換地床の評価)

第24条 従前の宅地及び換地の価額は、施行者が、その位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。

2 法第93条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により与えられる建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分（以下「立体換地床」という。）の価額は、施行者が、当該建築物の一部及びその建築物の存する土地の位置、面積、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。

(権利の評価)

第25条 所有権以外の権利（地役権を除く。以下同じ。）の存する宅地についての所有権及び所有権以外の権利の価額は、当該宅地の評価額にそれぞれの権利価格の割合を乗じて得た額とする。

2 前項の権利価格の割合は、施行者が、前条の価額、賃貸料、位置、区画、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。

第8章 清算

(清算金の算定)

第26条 換地計画において定める清算金の額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地及び立体換地床の価額の総額の比を従前の宅地の価額又はその宅地に存する所有権以外の権利の価額に乘じて得た額と当該宅地に対する換地若しくは立体換地床の価額又はその換地について定められた所有権以外の権利の価額との差額とする。

2 法第90条、第91条第4項、第92条第3項又は第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めずに金銭で清算する場合における清算金の額は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を

乗じて得た額とする。

(清算金の徴収又は交付の通知)

第27条 施行者は、前条の清算金を徴収し、又は交付する場合には、その期限及び方法を定め、当該期限の10日前までに、これを納付すべき者又は交付を受けるべき者に通知するものとする。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第28条 施行者は、徴収すべき清算金又は交付すべき清算金の総額が5万円以上である場合は、次表に定めるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。ただし、当該清算金を納付すべき者の資力が乏しいため当該清算金を期間内に納付することが困難であると認められるときは、当該清算金の徴収を完了すべき期間は、10年以内とすることができる。

清算徴収金又は清算交付金の総額	分割徴収又は分割交付すべき期間
50,000円以上100,000円未満	2年以内
100,000円以上200,000円未満	3年以内
200,000円以上500,000円未満	4年以内
500,000円以上	5年以内

2 前項の規定により清算金を分割徴収する場合において当該清算金に付すべき利子の利率は、法第103条第4項の規定による公告の日の翌日において日本銀行が金融経済統計により公表している直近の長期プライムレートと同率とする。

3 第1項の規定により清算金を分割徴収する場合において各回に徴収すべき額は、第1回は分割徴収すべき清算金の総額を分割回数で除して得た金額を下らない額とし、第2回以後は利子を合わせて毎回均等とする。

4 清算金を分割して納付することを希望する者は、施行者が指定する期日までに、施行者に分割納付の申出を行い、その承認を受けなければならない。

5 清算金を分割納付すべき者は、施行者の承認を得て、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。

6 施行者は、清算金を分割納付すべき者が分割納付に係る納付金を滞納したときは、未納の清算金の全部又は一部につき納付期限を繰り上げて徴収することができる。

7 清算金を分割納付すべき者又は分割交付を受けるべき者は、その氏名又は住所(法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地)を変更したときは、速やかに施行者に届け出なければならない。

(督促手数料及び延滞金)

第29条 施行者は、法第110条第3項の規定による督促をした場合は、督促手数料及び延滞金を徴収する。ただし、施行者が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

2 前項の督促手数料の額は、法第110条第4項の国土交通省令で定める額とする。

3 第1項の延滞金は、当該督促に係る清算金の額(以下「督促額」という。)が1,000円以上であ

る場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（仮清算への準用）

第30条 第26条から前条までの規定は、法第102条の規定により仮清算金を徴収し、又は交付する場合に準用する。

第9章 雑則

（所有権以外の権利の申告又は届出の受理の停止）

第31条 令第19条の規定による委員の選挙期日の公告の日から起算して20日を経過した日から令第22条第1項の規定による公告がある日までの間は、法第85条第4項の規定により、借地権について同条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出は受理しない。

2 法88条第2項の規定により換地計画を縦覧に供する旨の公告の日から法第103条第4項の規定による換地処分の日までの間は、法第85条第4項の規定により、宅地についての所有権以外の権利について同条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出は受理しない。

（補償金の前払い）

第32条 法第77条第2項の規定により照会を受けた者が自ら建築物等に移転し、又は除却する場合において、必要と認められるときは、法第78条第1項の規定による補償金に相当する額の一部を前払いすることができる。

（権利の異動の届出）

第33条 この条例の施行日後において、施行地区内の所有権及び所有権以外の権利又は建築物等に関する権利について異動を生じたときは、当事者双方連署して、遅滞なくその旨を届け出なければならない。この場合において、連署を得ることができないときは、その理由を記載した書面及びその異動を証する書類を添付しなければならない。

（換地処分の時期の特例）

第34条 施行者は、必要があると認めるときは、施行地区内の全部について事業の工事が完了する以前においても換地処分をすることができる。

（委任）

第35条 この条例に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

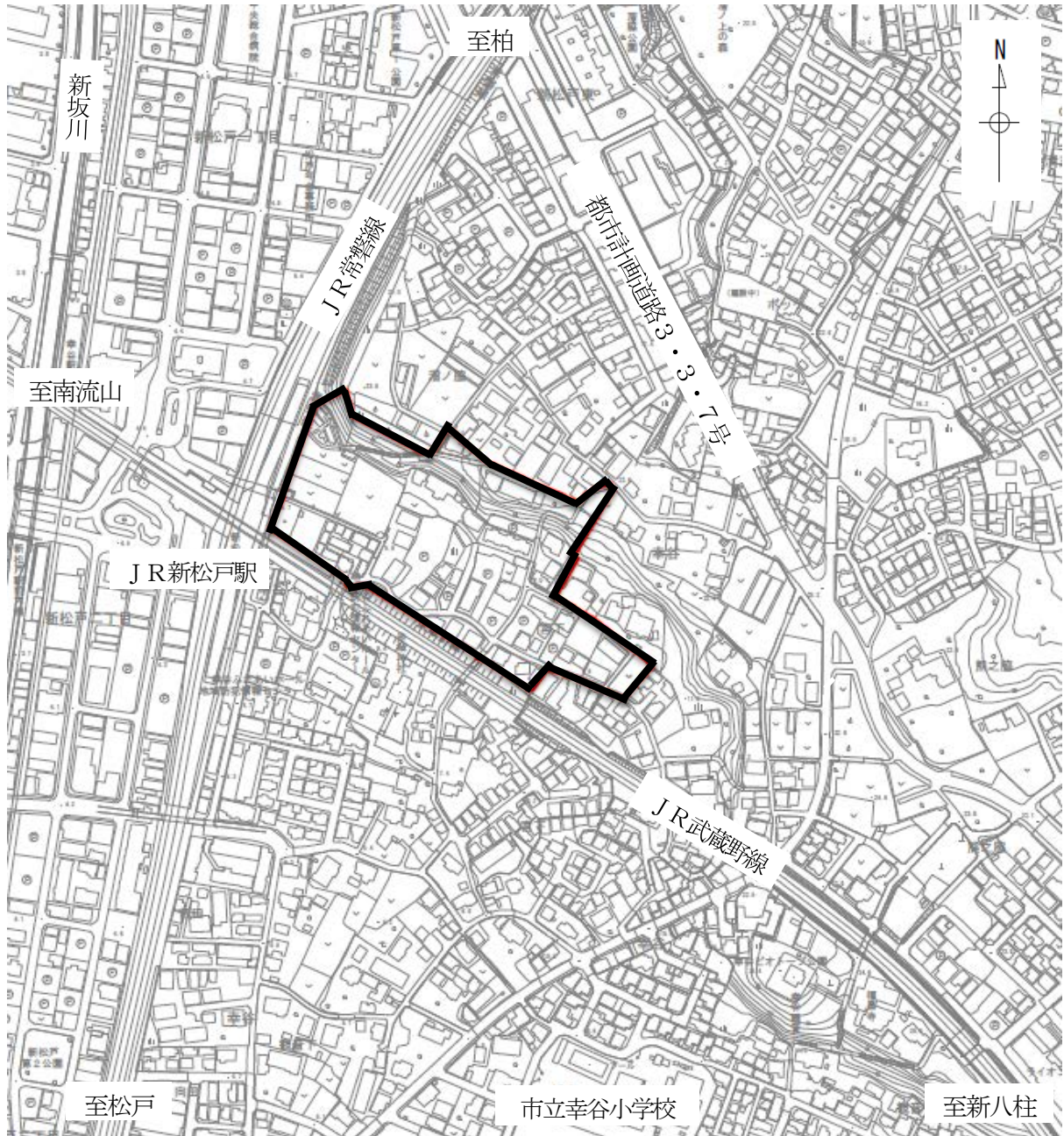
（施行期日）

1 この条例は、松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業計画決定の公告の日から施行する。

（松戸都市計画事業土地区画整理事業施行条例の廃止）

2 松戸都市計画事業土地区画整理事業施行条例（昭和44年松戸市条例第52号）は、廃止する。

新松戸駅東側地区土地区画整理事業
区域図



新松戸駅東側地区土地区画整理事業区域

◆議案第23号 契約の締結について（松戸市ごみ中継施設建設工事）

【廃棄物対策課清掃施設担当室】

【提案理由】

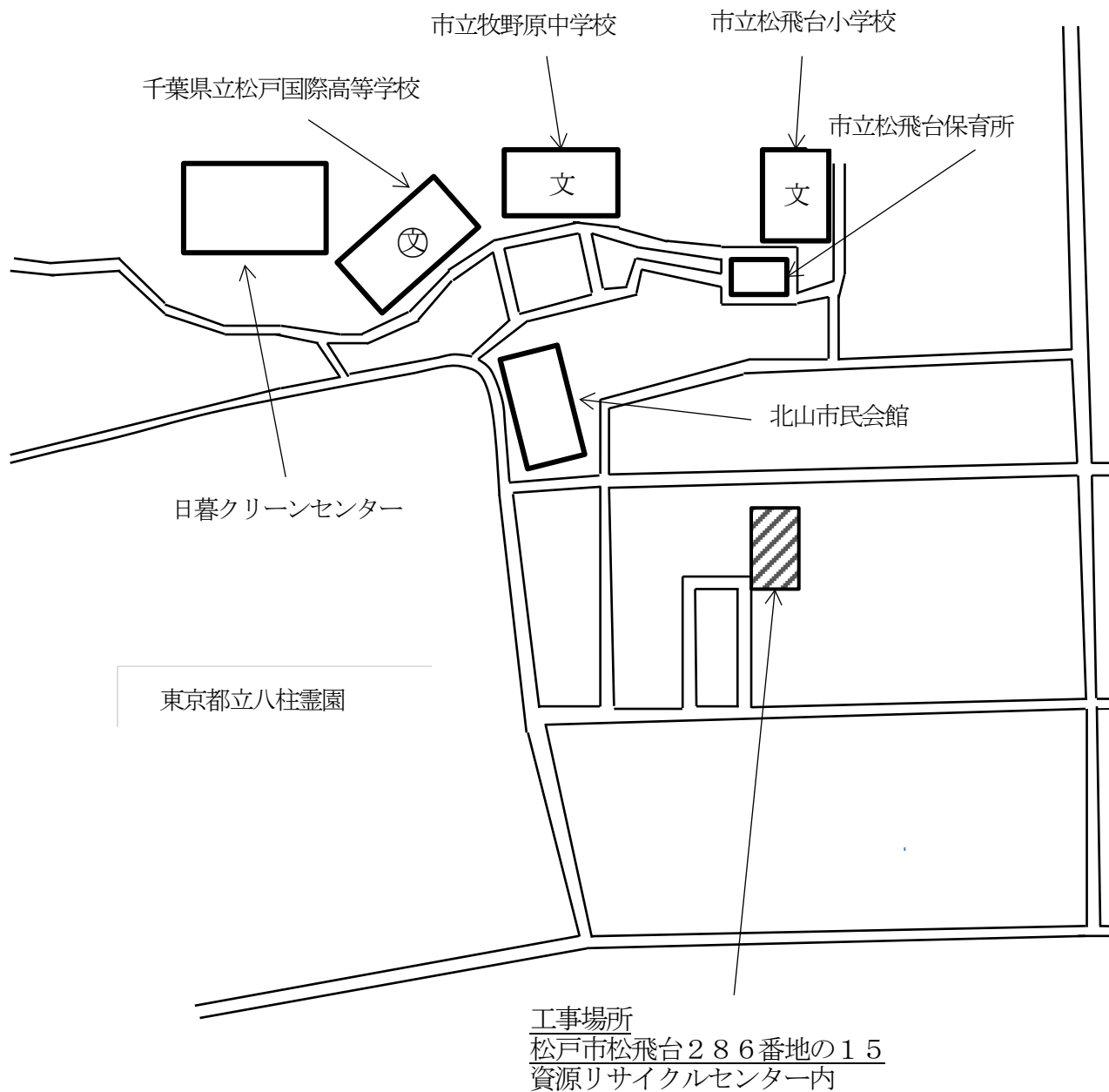
クリーンセンターの稼働を停止し、燃やせるごみの処理を近隣市等に依頼することに伴い、その効率的な排出を可能とするごみ中継施設を整備するため。

【概要】

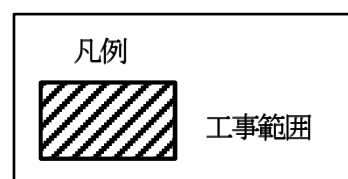
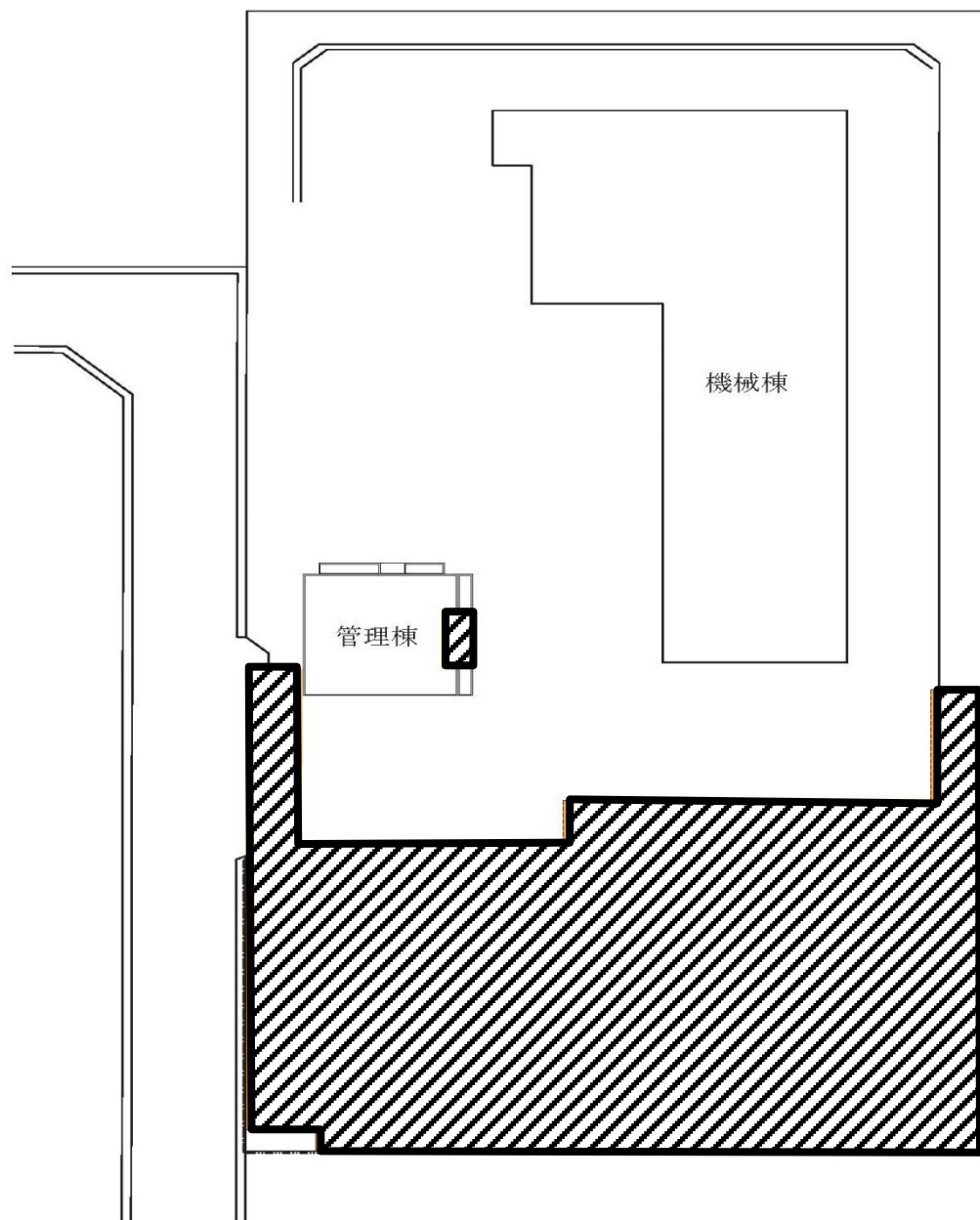
- 1 契約の目的 松戸市ごみ中継施設建設工事
- 2 契約の方法 地方自治法施行令第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札
- 3 契約金額 1,452,384,000円
- 4 契約の相手方 神奈川県横浜市鶴見区尻手三丁目2番43号
新明和工業株式会社 流体事業部 営業本部
本部長 石川 貞仁
- 5 施設概要
 - (1) 施設規模 94トン/日（燃やせるごみを対象）
 - (2) 工事場所 松戸市松飛台286番地の15
 - (3) 敷地面積 4,958平方メートル（うち、工事範囲 約1,600平方メートル）
 - (4) 圧縮・詰込み方式 コンパクト・コンテナ方式
 - (5) 構造 鉄筋コンクリート及び鉄骨造2階建
- 6 工事概要
 - (1) 機械設備工事
 - ア 受入れ・供給設備
 - イ 圧縮・積替設備
 - ウ 集じん・脱臭設備
 - エ 給水設備
 - オ 電気設備
 - カ 計装制御設備
 - (2) 土木建築工事
 - ア 建築工事
 - イ 土木工事
 - ウ 外構工事
 - エ 建築機械設備工事
 - オ 建築電気設備工事
- 7 工期 市議会の議決を得た日の翌日から平成32年3月13日まで

松戸市ごみ中継施設建設工事

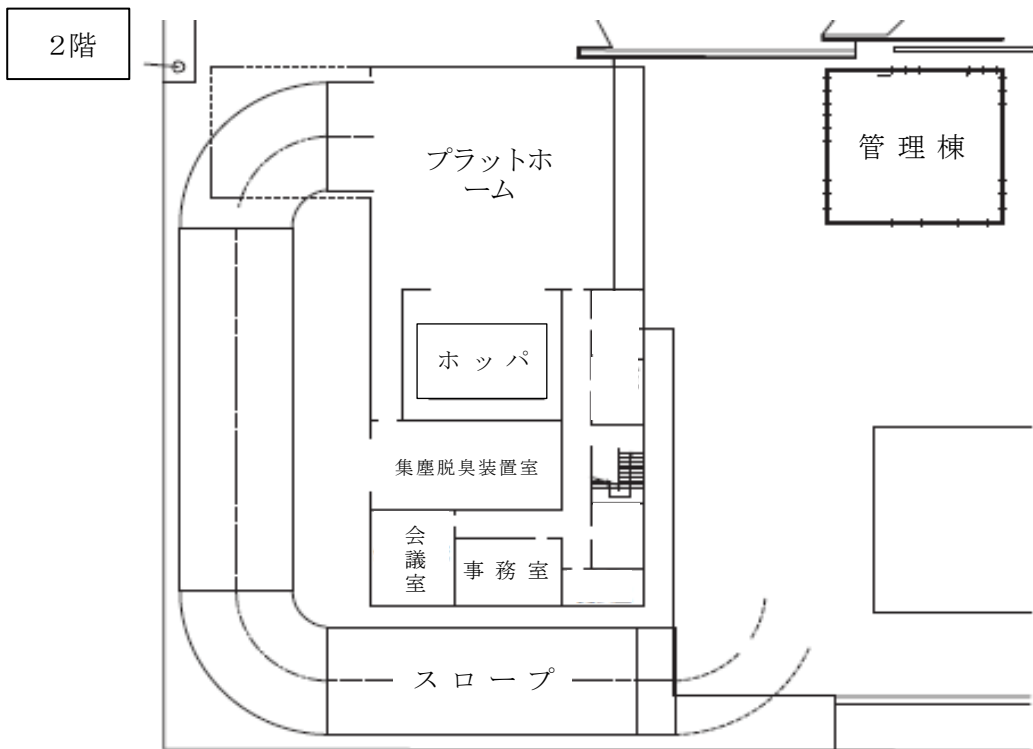
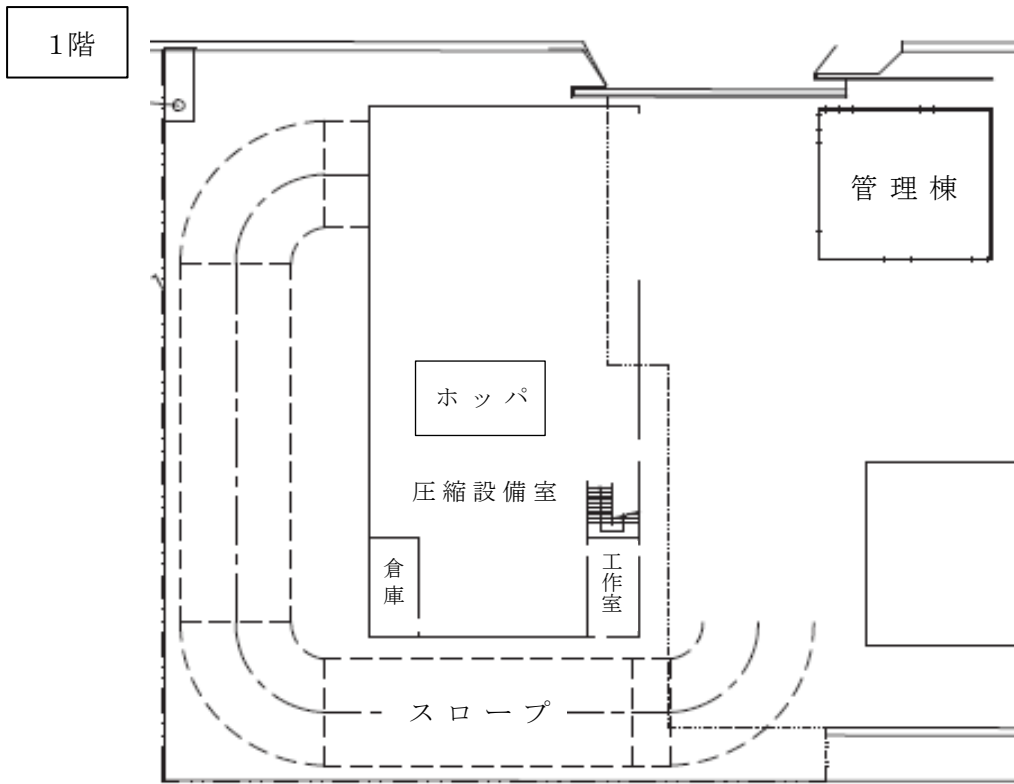
案内図



配置図



平面図



◆議案第24号 公平委員会委員の選任について

【行政経営課】

【提案理由】

本市公平委員会委員のうち、1人の任期が平成30年9月30日をもって満了するので、後任者を選任するため。

◆議案第25号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

【税制課】

【提案理由】

本市固定資産評価審査委員会委員のうち、1人の任期が平成30年9月30日をもって満了するので、後任者を選任するため。